

一般社団法人 北海道貸切バス適正化センター
平成 29 年度第 1 回諮問委員会 議事録

1. 日 時： 平成 29 年 7 月 10 日（月曜日） 13 時～ 14 時 10 分
2. 場 所： 札幌東急 REI ホテル 2 階 「アイビールーム」
札幌市中央区南 4 条西 5 丁目 1
3. 議 題
 - (1) 諮問委員会委員長の互選
 - (2) 諮問 1 平成 29 年度適正化事業にかかる負担金の額及び徴収方法について
 - (3) 諮問 2 平成 29 年度の事業計画について
4. 出席者： 諮問委員総数 4 名 出席諮問委員 4 名（内 1 名は書面表決）
田村 亨 委員長
日野 健一 委員
江戸 里見 委員（書面表決）
矢島 収 委員

一般社団法人北海道貸切バス適正化センター役員
佐藤 馨一 会長
今 武 専務理事
5. 参考人： 深尾 尚司（北海道運輸局自動車交通部旅客第 1 課課長）
久保田 一好（北海道運輸局自動車交通部旅客第 1 課課長補佐）
6. 議 事
 - (1) 開会
定刻の 13 時に今専務理事が開会を宣言した。
本日は諮問委員 4 名中、3 名に出席していただき、都合により欠席の江戸委員は書面表決しており、諮問委員会運営規定第 8 条により出席とみなされ、委員 4 名中 4 名の出席となる旨報告した。
 - (2) 委員長選出
諮問委員会運営規定による委員の互選の結果、田村亨委員に決定した。
 - (3) 会長挨拶及び諮問

委員の皆様の諮問委員就任及び本日の委員会出席について、並びに北海道運輸局自動車交通部旅客第1課からの参考人出席に対しお礼を述べられた。

当センターは6月5日に設立し、6月30日に北海道運輸局の適正化実施機関としての指定を受けた。

北海道地域の貸切バス適正化機関として、安全・安心な貸切バスの実現を目指して努力していく決意である旨挨拶した。

その後、佐藤会長から田村委員長に諮問書をお渡しし、田村委員長が議長となって審議に入った。

(4) 議長就任、開会宣言及び定足数確認

田村委員長が議長に就任し、開会を宣言した。

委員4名中、書面表決を含め4名が出席しており諮問委員会として有効に成立していることを宣言した。

(5) 議事録署名人

議長から議事録署名人は諮問委員会運営規定により議長及び委員2名以上となっているため、出席委員の、日野委員及び矢島委員にお願いし、委員2名からの承諾を得た。

(6) 諮問の審議

・適正化事業の概要について

議長の求めに応じ、参考人出席者の北海道運輸局深尾課長様から適正化センターと国との役割分担等、適正化事業の概略について提供資料を基に説明していただいた。

<議事の経過の概要及びその結果>

・諮問事項1

平成29年度適正化事業にかかる負担金の額及び徴収方法について議長の求めに応じ、事務局から平成29年度の適正化事業の実施の資金計画（経費と金額を添付資料で明示）及び必要資金の算出方法を営業所数割と車両数割を6対4の比率とした。

事業者への負担金としての1両あたり1か年の額及び1営業所当たり1か年の額、納付方法について今年度は一括納付でお願いしたいこと（次年度からは分割納付希望事業者は半年ごとの分割納付も認めていくこと。）、負担金の精算、納付期限、延滞金について説明した。

・委員長が委員に質問意見を聞いたところ3名から次の意見等が出され、それに対し事務局が回答した。

・田村委員長：負担金の額が、指導員数を数年かけて増員していくことに伴い増えていくことについて、毎年当諮問委員会でチェックをしていけばよいことであるが、各事業者にも当センターの体制が完成するであろう年度を目途に増えていくことは、周知をするべきであると考えがどうか。

・事務局：採用する人により人件費が違ってくるので具体的な額までの提示は難しいが、できる限りわかるように周知していきたい旨回答した。

・日野委員：事業者には負担金の額の根拠を周知しないとならない。

例えば3名の人件費は貸切バス事業者の従業員との比較では妥当性があるのか、といった観点からの関心もあるものと思う。

負担金調整金、剰余金について国は認めているのかもしれないが、10%、5%ということが入っていることについても異論はあるものと思う。

いずれにしても、負担金は事業者に必要な限り説明し、理解されるよう、お願いしたい。

・事務局：できる限り理解いただけるような説明をしていきたい旨回答した。

矢島委員：どの事業者も厳しい経営環境の中で事業運営しており、優良事業者もそうでない事業者も、すべての事業者が同じ負担をしていく。新たなコストアップ要因となり、そのことで事業者に新たな無理が生じて何かが犠牲になるといった悪循環に陥らないよう実効性のある活動をしてほしい。

事務局：実効性がある活動をしていきたい旨回答した。

・諮問事項2：平成29年度の事業計画について

議長の求めに応じ、事務局から資料に基づき、平成29年6月1日現在の管内事業者数、営業所数、車両数、対象事業者の選定・除外条件を説明し、巡回指導実施営業所数を70営業所としたいこと、NASVAへの業務委託等の事業計画を説明した。

・委員長が委員に質問意見を聞いたところ2名から次の意見等が出され、それに対し事務局が回答した。

・矢島委員：事業者への事前通知について、抜き打ちもあるか。

・事務局：遅くとも前月には対象事業者への事前通知を行った上で巡回に入る旨回答した。

その他

・日野委員：法に規定されているその他の苦情処理等の業務はしないのか。

・事務局：体制は厳しいが、法に規定されている業務は全て実施しなければならない。

<決議>

委員長からさらに、ご意見ご質問がないか各委員に尋ねたが意見等がなかった。

委員長は意義がないようなので、決議したい旨発言した。

欠席者の江戸委員が諮問委員会運営規則第9条の規定により書面による表決で諮問事項(案)に賛成している。

2項目の諮問事項を合わせて諮問どおり答申決議を行いたいがよろしいでしょうかと尋ね、意義なく全員一致で決議した。

平成29年7月10日

議事録署名人 諮問委員長 田村 亨

諮問委員 日野 健一

諮問委員 矢島 収